

## 沼津市プラスチック製容器包装中間処理業務委託 公募仕様書

### 1 業務内容

この業務は、委託者が沼津市内から収集したプラスチック製容器包装の廃棄物を計量し記録後、破袋、選別、圧縮、梱包、保管し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「容器包装リサイクル法」という。）第2条第7項に定める特定分別基準適合物に準ずるものとして、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡すまでの一連の業務をいう。

### 2 履行期間

施設整備期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

業務実施期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### 3 履行場所

受託者処理施設

### 4 受託資格条件

処理業務開始までに沼津市内に次項以降に掲げる業務が実施可能な中間処理施設を保有し、かつ、同施設が稼働可能であること。

### 5 搬入

(1) プラスチック製容器包装の搬入は、沼津市内の収集日に基づき指定する日とし、祝日も搬入するものとする。（1月1日～1月3日を除く。）

(2) 予定処理量 12,500 t（60ヶ月）

(3) 荷姿

沼津市指定袋（10L、20L、30L、45Lまたは沼津市指定袋と記載のあるレジ袋）

### 6 中間処理施設について

(1) ベールの保管スペース

保管スペースは作業性を考慮し、90 m<sup>3</sup>以上のスペースが確保されていること。

(2) 処理施設の設備

① 受入れしたプラスチック製容器包装を計量するための計量器を備えてい

ること。(計量機は年次点検と2年に1度法定検査を実施すること)

- ② 別紙「プラスチック製容器包装の「引取り品質ガイドライン」」の3にて推奨している圧縮機を備えていること。
- ③ 適正に排水処理を行う機能を備えていること。
- ④ 近隣に住宅がある施設については苦情の原因とならないよう、騒音、振動及び臭気対策を講じること。
- ⑤ ベールの運び出しに必要なフォークリフトについては、受託者が用意すること。

## 7 一般的事項

### (1) 業務管理主任者の選任

受託者は、従事する従業員のうちからプラスチック製容器包装の中間処理業務管理主任者を置いて、委託業務全般の適正履行を期さなければならない。

### (2) 中間処理日報・月報の提出

受託者は、毎日及び毎月の搬入量及び処理量を集計し、委託者に提出するものとする。月報については、日別の搬入量及び処理量を記載するものとする。日報の提出はメールまたは FAX でも可能とするが、本書は業務完了後、受託者にて5年間保存するものとする。

### (3) 業務内容等の報告

- ① 受託者は、中間処理業務管理主任者等の業務従事者や中間処理業務の場所、設備、処理フロー等について契約締結時に報告すること。変更があった場合も、速やかに委託者に報告すること。
- ② 前項の報告の他、天災、人災による事故等により受託業務に支障をきたすような事態になった場合は、直ちに委託者に報告すること。また、死亡事故等の重大事故が発生した場合について、市は一切の責任を負わない。

## 8 選別業務

### (1) 処理方法

プラスチック製容器包装の選別作業にあたっては、別紙「プラスチック製容器包装の「引取り品質ガイドライン」」に基づき、破袋・選別作業を行って不適合物を除去した後に圧縮・梱包するものとし、Aランクの品質確保に努めること。(Aランクとは選別後のプラスチック製容器包装に含まれる不適合物の割合が10%未満のことをいう。)

### (2) その他

選別により生じた残渣物は、品目ごとに分別し計量を行うこと。

残渣物のうち資源化物は受託者の責任で適正に処理を行い、それ以外は沼津市が指定する場所（沼津市清掃プラント及び沼津市最終処分場を想定）へ運搬すること。

## 9 保管

### (1) 保管上の留意点

プラスチック製容器包装は可燃物であり、残留内容物の腐敗・変質があるため、換気を良くして火気を避けること。

プラスチック製容器包装が受託者の敷地外に飛散しないようにすること。

敷地外に飛散し、トラブルが発生した場合について、市は一切の責任を負わない。

### (2) その他

バールの数量が一定量に達した時点で、直ちに公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き取りを依頼すること。処理費用については、委託者が別途公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ支払う。

## 10 再資源化事業者への引き渡し

バールは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再資源化事業者に引き渡すものとする。

再資源化事業者が、受託者が保管しているプラスチック製容器包装を引き取りに来たときは、積み込み機材の貸与等、積み込み作業に協力するものとする。

## 11 環境対策

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁等の発生を防止し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を行うとともに、委託者へ報告し、指示があればそれに従わなければならない。

## 12 臨機の措置

受託者は、災害防止や設備故障等のため特に必要と認めるときは、臨機の措置を取らなければならない。この場合、その措置の内容及び結果を、委託者に報告しなければならない。

## 13 委託料

委託者は、7(2)による毎月の業務履行確認後、適法な請求書受領から30日以内に委託料を支払うものとする。

#### 14 受託者の責務

- (1) 受託者の責務において、住民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。

#### 15 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、その都度委託者と受託者が協議し、決定するものとする。
- (2) 業務中に発生した作業員の過失による事故等については、受託者の責任において処理するものとする。
- (3) 本業務について起こった事故等については、委託者及び関係機関に連絡のうえ、誠意を持って対応すること。
- (4) 本業務について当然必要となる資機材については受託者が用意すること。
- (5) 本業務中に発見した貴重品（金品、免許証、その他重要と思われるもの）については、委託者及び関係機関に連絡・届出を行い、誠意を持って対応すること。
- (6) 仕様書は大要を示すものであり、仕様書に定めのない事項であっても、処理処分の状況に応じて誠意をもって行い、委託者の指示に従って実施する。

(別紙)

## プラスチック製容器包装の「引取り品質ガイドライン」

### 1 引取り形態

特定分別基準適合物の基準にあるとおり、「圧縮されているもの」(以下、「ベール」という。)である。「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機(ベラー等)で圧縮され、結束またはこん包によって形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいう。

### 2 ベールに求められる性状

#### ・安全性

運搬や保管・移動中に荷崩れがないこと。なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的である。

#### ・衛生性

ベールから臭気の発生がないこと。

腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。

#### ・バラケ性

再生処理施設での解体が容易であること(かさ比重 0.25~0.35 t/m<sup>3</sup>程度を当面の目安とする。)

#### ・収集袋

収集袋は破袋され、異物が除去されていること。また、容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋が除かれていること。

### 3 ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や、標準パレット(1100mm×1100mm 角)への適合性から、次の3種類の寸法を推奨する。

寸法 (mm)	重量 (kg)	結束材
① 600×400×300	18~20	PPまたはPETバンドまたはフィルム使用
② 600×400×600	36~50	同上
③ 1000×1000×1000	250~350	同上

\* 寸法の 600×400mm、1000×1000mm はプレス金型の寸法を示す。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなる。

\* 「推奨」であるため、ローリングタイプのベールを排除するものではない。

\* 番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくない。

#### 4 ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければならない。

項目	基準	備考
分別基準適合物であるプラスチック製容器包装	90%以上（重量比）	
<b>【異物等】</b>		
①汚れの付着したプラスチック製容器包装	混入していないこと	食品残渣等（*1）が付着して汚れた物や生ごみ。 土砂や油分等で汚れた物
②指定収集袋および市販のごみ袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販のごみ袋
③容器包装リサイクル法でPET ボトルに分類されるPET ボトル	混入していないこと	
④他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
⑤容器包装以外のプラスチック	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
⑥事業系のプラスチック製容器包装等	混入していないこと	業務用容器、結束バンド等
⑦上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物
⑧禁忌品	混入していないこと	医療系廃棄物（*2） 危険品（*3）

（\*1）分別基準の運用方針では、食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去で

きるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないように指導されたい。」とある。

(※2) 医療系廃棄物とは、感染性の恐れがある注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針（輸液パック部分は除く）等。

(※3) 危険品とは、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、および刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。